



## 乳幼児用歩行器のSG基準

(公開用)

乳幼児用歩行器（改正）専門部会 専門委員名簿

氏 名 所 属

(部 会 長) 三 上 貴 正 材料構法研究会（元東京工業大学）

(委 員) (分野別・所属名の五十音順)

金 山 美 紀 主婦連合会

米 山 眞 梨 子 公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタン  
ト・相談委員協会

野 口 福 太 郎 株式会社 赤ちゃん本舗

塩 飽 和 平 株式会社ジェー・ティー・シー

新 井 俊 之 株式会社ジョイパレット

伊 藤 達 司 株式会社ヤトミ

辻 泰 彦 一般財団法人車両検査協会

(オブザーバー)

経済産業省大臣官房 産業保安・安全グループ 製品安全課

経済産業省製造産業局生活製品課

## 乳幼児用歩行器のSG基準 SG Standard for Baby walking frames

### 1. 基準の目的

この基準は、乳幼児用歩行器の安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項を定め、一般消費者の身体に対する危害防止及び生命の安全を図ることを目的とする。

### 2. 適用範囲

この基準はひとり歩行できない乳幼児が室内での歩行補助等に使用する乳幼児用歩行器（以下、歩行器という）について適用する。なお、ここでいう乳幼児とは、「腰がしっかり座り、支えなしで安定して座れる時期」から「つかまり立ちができていて、ひとり歩行に移行する前」までとし、標準として7月以上15月までとする。

### 3. 安全性品質

歩行器の安全性品質は、次のとおりとする。

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
1. 外観、構造及び寸法	<p>1. 歩行器の外観、構造及び寸法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 仕上げは良好で、手指等に危害を与えるようなばり、先鋭部等がないこと。</p> <p>(2) コイルばね及び中折れ脚を使用しているものは、コイルばね及び折り畳み部は、被覆されていること。</p> <p>(3) 乳幼児の手足の届く範囲に、硬質材料（木材、金属、硬質プラスチック等）で構成された0mm 以上0mm 未満の障害を与える恐れがあるすき間がないこと。ただし、深さ0mm未満のすき間はこの限りではない。</p> <p>(4) ベース部にリングを有する</p>	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>ものにあっては、リングは、乳幼児の足を挟む等の傷害のおそれがない構造であること。</p> <p>(5) テーブル等は、ベース部よりも外周に突き出していないこと。</p> <p>(6) 乳幼児の後頭部位置が直接壁などに当たらない構造であること。</p>	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(7) 折り畳み機構部は、使用中の乳幼児によって操作されない機構であること。</p> <p>(8) 折り畳み機構部は、乳幼児及び操作者の手指等を挟む構造ではないこと。</p> <p>(9) テーブル上には飾り玉等の小部品が直接取り付けられていないこと。</p> <p>(10) 保護枠上面と座席上面最低部との間隔は、○ mm 以上 ○ mm 以下であること。</p> <p>(11) 保護枠の内のは 前後、左右とも○mm 以下であること。</p>	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
2. 転倒性	<p>と。</p> <p>(12) 座面と背もたれとの接合部の形状は弧を形成し、その弦の長さは○ mm 以上であり、弦の中央から下した垂線が弧と交わる点までの長さは○ mm 以上であること。</p> <p>また、背もたれは、保護枠又はテーブルの部位において、その内周の○%以上を覆うことができる幅を有し、かつ乳幼児の腰部を保護できる形状であること。</p> <p>2. 歩行器の転倒性は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 傾斜板試験を行ったとき ○° 以下で転倒しないこと。</p> <p>(2) 側方引張試験を行ったとき、転倒力は○N 以上である</p>	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
3. 強度	<p>こと。</p> <p>(3) キャスタは、方向転換試験を行ったとき、始動力がON以下であること。</p> <p>3. 歩行器の強度は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 耐衝撃試験を行ったとき破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。</p>	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
<p>4. 材料</p>	<p>(2) テーブルを有するものにあつては、(2a)または (2b)のいずれかを満足すること。</p> <p>(2a) 静的強度試験 A を行ったとき、破損、変形及び使用上支障のある異状がなく、かつ最大たわみ量が0mm 以下であること。</p> <p>(2b) 静的強度試験 B を行ったとき、破損、変形、ずれ及び使用上支障のある異状がないこと。</p> <p>4. 歩行器の材料は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 耐食性材料以外は、防せい処理が施されていること。</p> <p>(2) テーブルは、食品衛生法に基づく厚生省告示第〇号第〇器具及び容器包装の規定、その他合成樹脂製品及び合成樹脂製塗料で塗装等した部品</p>	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
5. 付属品	<p>(キャスト、リングを除く)は、食品衛生法に基づく厚生省告示第〇号第 〇おもちゃの規定にそれぞれ適合すること。</p> <p>(3) ホルマリン樹脂加工をほどこした繊維製品を使用したものにあつては、遊離ホルムアルテヒドが残留しないこと。</p> <p>5. 歩行器の付属品は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 付属品は、歩行器の安全性を損なうものであつてはならない。</p> <p>(2) 取外し可能な付属品は、止め具等によって確実に取り付けられていること。</p> <p>(3) テーブル上に装着する付属アタッチメントに固定された小部品等は、容易に外れないこと。 なお、小部品を結びつけるひも類は取り付けてはない。</p> <p>(4) テーブル上に装着する付属</p>	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>アタッチメントに固定された小部品等は、外れた場合に誤飲する大きさではないこと。</p>	

4. 表示及び取扱説明書

歩行器の表示及び取扱説明書は次のとおりとする。

項 目	基 準	基準確認方法
1. 表示	<p>1. 歩行器には、容易に消えず、かつ、剥がれにくい方法で次の事項を表示すること。</p> <p>(1) 申請者（製造事業者、輸入事業者等）の名称又はその略号</p> <p>(2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号。</p> <p>(3) 次に示す趣旨の取扱上の注意事項を表示すること。</p> <p>(a) 使用してよい乳幼児の年齢は標準としてお座りができる〇月以上、つかまり立ちができて、ひとり歩行に移行する前の〇月までとすること。</p> <p>(b) 歩行器の使用は室内に限り、戸外では使用しないこと。</p> <p>(c) 折り畳み機構を有するものにあつては、使用するとき止め金具が確実に掛かっていることを確認すること。</p> <p>ただし、X形フレーム構造等のように自重で折り畳まれる構造のものにあつては、製品外表面の該当個所に容易に消えない方法で、シート高さ調節のための操作は乳幼児を乗せたまま行わない旨の表示を行うこと。</p>	

<p>2. 取扱説明書</p>	<p>(d) 歩行器に2人以上の乳幼児を同時に乗せたり、座席の上に立たせたり、テーブル及び保護枠の上に乗せないこと。</p> <p>(e) 危険な場所（ストーブやアイロンなど危険物の付近、階段の降り口やベランダの出入口、玄関の段差、凸凹のある床面等転落・転倒の恐れのある場所など）では使用しないこと。</p> <p>(f) 乳幼児が予想外の行動をとることがあるため、保護者は目を離さないこと。</p> <p>(g) 敷居や座布団等の障害物のない場所を選ぶこと。</p> <p>(h) キャスタの機能を停止させることによって静置状態で使用できる構造のリング等においては、その取扱方法及び歩行器を静置状態で使用する場合も保護者の付添いが必要である旨。</p> <p>2. 歩行器には、次に示す趣旨の各項目が記載された取扱説明書を添付すること。</p> <p>なお、(1)は取扱説明書の表紙などの見やすい箇所に示し、(2)及び(3)の事項は、イラストなどを併記して理解しやすいものとし、(4)は安全警告標識等を併記してより認知しやすいものとする。</p>	
-----------------	--	--

	<p>なお、その製品に該当しない事項は省略してもよい。</p> <p>(1) 取扱説明書を必ず読み、読んだ後保管すること。</p> <p>(2) 部品の一部が取り外されている場合は、その組立方法及び注意。</p> <p>(3) 座席の高さ及び折り畳み機構部の調節・操作方法。 特に、X形フレーム構造等のように自重で折り畳まれる構造のものにあつては、操作製品外表面に容易に消えない方法で、シート高さ調節のための操作は乳幼児を乗せたまま行わない旨の表示を付記すること。</p> <p>(4) 次に示す趣旨の取扱上の注意事項を表示すること。</p> <p>(a) 使用してよい乳幼児の年齢は標準としてお座りができる〇月以上、つかまり立ちができて、ひとり歩行に移行する前の〇月までとすること。</p> <p>(b) 歩行器の使用は室内に限り、戸外では使用しないこと。</p> <p>(c) 折り畳み機構を有するものにあつては、使用するとき止め金具が確実に掛かっていることを確認すること。</p> <p>(d) 歩行器に〇人以上の乳幼児を同時に乗せたり、座席の上</p>	
--	--	--

	<p>に立たせたり、テーブル及び保護枠の上に乗せないこと。</p> <p>(e) 危険な場所（ストーブやアイロンなど危険物の付近、階段の降り口やベランダの出入口、玄関の段差、凸凹のある床面等転落・転倒の恐れのある場所など）では使用しないこと。</p> <p>(f) 乳幼児が予想外の行動をとることがあるため、保護者は目を離さないこと。</p> <p>(g) 敷居や座布団等の障害物のない場所を選ぶこと。</p> <p>(h) キャスタの機能を停止させることによって静置状態で使用できる構造のリング等にあっては、その取扱方法及び歩行器を静置状態で使用する場合も保護者の付添いが必要である旨の注意。</p> <p>(i) 子ども〇人で乗り降りさせないこと。</p> <p>(j) 保護者の監視が弱まったり、子どもの自由な姿勢変化や移動を奪ってしまう恐れが発生するため、使用時間は短時間（例：〇分）に留めるべきであること。</p> <p>(5) 保管及び点検について</p> <p>(a) テーブル部、テーブル上に装着する付属アタッチメント</p>	
--	---	--

	<p>に固定された小部品等の表面は、常に清潔にしておくこと特に、食べかすや飲み物がこぼれた場合などはきれいに拭き取って使用すること。</p> <p>(b) ねじ部のゆるみ、ロック機構部の滑りなどが無いことを逐次点検すること。</p> <p>(6) SG マーク制度は、歩行器の欠陥によって発生した人身事故に対する補償制度（有効期間は新規購入後〇年間）である旨。</p> <p>(7) 問い合わせ先としての製造業者、輸入業者又は販売業者に関する次の情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 名称（必須）</li> <li>・ 住所（任意）</li> <li>・ 電話番号、問い合わせ URL（少なくともいずれか一方は必須）</li> </ul>	
--	--	--

参考図

